

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課担当課長

遊具の安全管理等について（依頼）

日頃より、横浜市の保育・教育行政にご協力いただきありがとうございます。
令和6年6月に国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が改訂されましたのでお知らせします。この指針では、都市公園が子どもにとって安全で楽しい遊び場となるような安全確保についての事項が示されています。貴施設においても公園での遊具の使用や園庭内の遊具の点検などの際にご活用ください。

【確認を依頼する事項】

1 遊具の安全点検等

- (1) 園内に遊具を設置している場合、使用方法や配置場所の環境などを把握し、事故につながる危険性を予見する観点をもって安全点検を行う。
- (2) 変状及び異常が発見された場合は、遊具の使用中止のほか、適切な措置を行う。
…園庭などの場合：施設として修繕や撤去などを行う。
…横浜市が管理する公園などの場合：可能な範囲で土木事務所などの管理者へ連絡をする。
- (3) 遊具は安全基準を満たしたものを設置し、施設で加工して使用することなどのないようにする。
- (4) 公園等で遊具を使用する際には、対象年齢を確認し、児童の年齢に合った遊具を使用する。
- (5) 子どもの服装については、事故につながりかねない服装ではないことを確認し、危険性について保護者へ周知する。

【第2版からの変更箇所】

基準の時点更新

日常点検において、ドローン等の活用も可能である旨が追記されています。

<添付資料>

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）

令和6年6月 国土交通省

<参考>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline>

担当 保育・教育運営課 運営・指導係
電話 045-671-3564